

徳島県本庁舎クラウドP B X設備構築等業務
受託候補者選定に係る企画提案募集実施要領（案）

1 業務の目的

本業務は、徳島県本庁舎（以下「本庁舎」という。）に設置している既存電話交換機（以下「P B X」という。）の一部、及び県庁コールセンター（以下「C C」という。）の既存電話交換機（以下「C - P B X」という。）の全部をクラウド型へ移行し、次に示す事項を実現することで、行政サービスの向上を図ることを目的とする。

（1）機動的な業務環境の構築

パソコンやスマートフォン（B Y O D）の活用により、場所にとらわれない働き方を実現する。

（2）C Cの高度化

自動文字起こし・自動要約、A Iによる分析等機能を付加し、効率的な対応品質管理を実現する。

（3）業務の効率化とD X推進

通信インフラの刷新を通じて、業務のデジタルトランスフォーメーション（D X）化を加速させる。

2 業務概要

（1）委託業務名

徳島県本庁舎クラウドP B X設備構築等業務

（2）業務の概要

本業務では、本庁舎（P B Xの一部）及びC C（C - P B Xの全部）において、クラウド型を導入するため、機器の調達、設計、構築、移行、運用を実施し、利用者にとって利便性の高い通信環境を提供すること。

また、導入後の運用支援や保守体制を確立し、安定したサービスを提供できる環境を整備すること。詳細は本実施要領及び「徳島県本庁舎クラウドP B X設備構築等業務仕様書（以下「仕様書」という。）」によるものとする。

（3）履行期間

①環境構築期間

- ・本庁舎 契約締結日の翌日から令和8年10月31日まで（予定）
- ・C C 契約締結日の翌日から令和8年8月31日まで

②運用・保守期間

- ・本庁舎 運用開始日から令和9年3月31日まで
- ・C C 運用開始日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

全ての費用については、内訳を明示した見積書を提出するものとし、その総額を評価対象とする。

①契約上限額（構築費等、機器費用、保守費用）

- ・本庁舎：15,320,000円（税込み）
- ・CC：2,395,000円（税込み）

※保守費用は、運用開始月から令和9年3月31日までに必要となる金額を提案すること。

②ライセンス費

- ・本庁舎：1,238,000円（税込み）
- ・CC：1,350,000円（税込み）

※当該金額は、運用開始月から令和9年3月31日までに必要となる、ライセンス費用を提案すること。

3 参加資格

本案件に参加できるものは、企画提案書等の提出期日において、次の全ての要件を満たすものとする。

なお、企画提案書等の提出において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
- (3) 公告日から契約締結日までの間に、徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。
- (4) 公告日から契約締結日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- (7) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。
- (8) 提案業務を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であるこ

と。

4 日程

項目	日程
1. 実施要領等の公表	令和8年6月23日(火)
2. 参加表明書等の受付	令和8年6月23日(火)から 令和8年7月3日(金)午後5時まで(必着)
3. 質問の受付	令和8年6月23日(火)から 令和8年6月30日(火)まで(必着)
4. 現場説明会参加申込の受付	令和8年6月23日(火)から 令和8年6月30日(火)午後5時まで(必着)
5. 現場説明会の実施	令和8年7月1日(水) 午後2時から午後4時まで(予定) 日時が変更する場合は連絡する。
6. 質問に対する回答	令和8年7月6日(月)まで
7. 企画提案書の提出	令和8年7月3日(金)から 令和8年7月10日(金)午後5時まで(必着)
8. 企画提案内容の審査	令和8年7月14日(火) 予定
9. 審査結果通知	令和8年7月21日(火)
10. 詳細内容の協議、契約締結	令和8年7月23日(木)まで(予定)
11. 構築等作業開始	令和8年7月24日(金)(予定)

※やむを得ない事情により変更する場合があります。

5 参加表明書及び誓約書の提出

参加を希望する事業者は、次に示す様式の書類を提出すること。

参加表明書の提出がなかった場合は、企画提案書類の提出があっても受け付けない。

(1) 提出書類

様式1 参加表明書

様式2 会社概要調書

様式3 同種業務受託実績書

様式4 誓約書

(2) 提出部数

正本各1部

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留又は簡易書留に限る。)

(4) 提出先

770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県企画総務部管財課 庁舎管理担当 4階

(5) 提出期限

令和8年6月23日(火)から令和8年7月3日(金)午後5時まで(必着)

6 現場説明会

参加を希望する事業者は、様式5「現場説明会参加申込書」を提出すること。現場説明会の参加は、任意とする。1業者につき、出席は3人までとすること。

(1) 日時

令和8年7月1日(水) 午後2時から午後4時まで

※日時等が変更になる場合は、現場説明会参加者すべてに別途連絡する。

(2) 場所

徳島県本庁舎 4階入札室1他

(3) 提出方法・提出期限

持参、郵送又はメール

参加申込書の提出期限は、令和8年6月30日(火)午後5時まで(必着)とする。

メールアドレス：suzuki_masaya_1@pref.tokushima.lg.jp

7 質問の方法

本実施要領及び別紙仕様書・機能要求書の内容に不明な点がある場合は、次のとおり質問を行うこと。

(1) 様式

様式6 質問書

(2) 内容

質問内容は、提出に必要な事項に限定する。

(3) 提出方法

FAX又はメール

FAX：088-621-2828

メールアドレス：suzuki_masaya_1@pref.tokushima.lg.jp

(4) 提出期限

令和8年6月23日(火)から令和8年6月30日(火)午後5時まで(必着)

(5) 質問の回答

令和8年7月6日(月)までの間に随時、回答を徳島県ホームページに公表する。

8 提出書類

参加者は、別紙仕様書に基づき、企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 内容

No	提出書類	内容・留意事項	様式
1	企画提案書類届出	・内容を確認し、記入すること。	様式 7
2	業務実施体制	・本業務の実施の取組体制及び特徴を記入すること。 ・業務実施体制図は、企画提案提出時の組織図を記入すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当者の職氏名を記入すること。	様式 8
3	業務責任者等及び作業員の業務実績調書	・類似業務の実績、内容を記入すること。	様式 9
4	企画提案書	・企画提案は1者1案とする。 ・内容は、仕様書を熟読の上、次の事項を盛り込むこと。 ①構築スケジュール ②導入業務要件 ③機能要件（機能要件一覧への回答） ④稼働環境 ⑤テスト、移行要件 ⑥業務管理、運用、保守 ⑦その他留意事項 ⑧その他提案	
5	機能要件回答	・提案書の別添として「機能要件一覧書」への回答	別添
6	クラウドサービス提供業者の事前確認	・提案書の別添として「クラウドサービス提供業者の事前確認事項」への回答	別添
7	見積書	・本プロポーザルにおける①構築等・機器費等、保守費②ライセンス費の見積書を本庁舎と CC に分けて提出（自社様式とするが、内訳が確認できるものとする。）	別添

(2) 企画提案書の様式と記入上の注意点

- ①提案書の枚数制限はなしとする。
- ②表紙には以下の事項を記載すること。
【タイトル】徳島県本庁舎クラウドP B X等設備構築業務
【提案者名】〇〇会社
【提出年月日】令和8年〇月〇日
- ③企画提案書のページ下部にはページ番号を付すること。
- ④イラスト、イメージ等の使用も可能とするが、難解な用語の使用、表現は避け、分かりやすい記載に努めること。
- ⑤企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

持参、郵送（書留）又はメール

(2) 提出期限

令和8年7月3日（金）から令和8年7月10日（金）午後5時まで（必着）

※提出書類の不足又は提出期限内未到着の場合は、応募(参加)を無効とする。

(3) 企画提案書等の提出における注意点

- ①提出書類の分割提出は認めない。また、提出後の提出書類の訂正、追加、及び再提出も認めない。
- ②提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
- ③提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。
ただし、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
また、提出書類はいかなる場合でも返却しない。

10 選定方法

(1) 審査方法

- ①本県が設置する「審査委員会」において、プロポーザル参加資格を満たした全応募者を対象にプレゼンテーション審査を行う。
- ②企画提案書の評価点数の合計による総合評価で最高点数を得た提案者を最優秀受託候補者（優先交渉権者）とする。

③プレゼンテーション審査の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても最優秀受託候補者（優先交渉権者）としない。

④審査結果についての異議は一切認めない。

(2) プレゼンテーション審査

①日時：令和8年7月14日（火）を予定

※日程、時間等の詳細は、プレゼンテーション審査参加者全てに別途連絡する。

②発表時間：45分以内(プレゼンテーション25分以内、質疑応答20分程度)

③プレゼンテーションの順序は、企画提案書の提出順とする。

④プレゼンテーションの内容は、評価項目にそって簡潔に説明を行うこと。

⑤企画提案書の内容に変更がなければ、企画提案書を抜粋した資料やサンプル画面を投影しての説明も可とする。ただし、説明時には企画提案書の何ページに記載されている事項かわかるように説明すること。

⑥投影に必要な機材は、提案者で用意すること。ただし、モニター等、電源は本県が用意する。

⑦プレゼンテーションは、本事業に携わる業務責任者等又は作業員が行うものとし、出席者は担当者を含め3人以内とする。ただし、Web参加は可とする。

(3) 評価項目と配点

評価項目	視点	配点
体制	・業務責任者等及び作業員に実績があり業務遂行が期待できる体制か	5
実績	・類似する業務の実績件数	5
初期構築業務 ・構築スケジュール ・導入業務要件	・本運用開始までに、本県が求める内容を円滑に構築できるスケジュールとなっているか ・導入にあたって求められている要件や作業が見込まれているか	15
機能要件	・機能要件一覧表の要件を満たし、追加付加機能があるか提案となっているか	15
・セキュリティ条件 ・保守体制 ・保守サービス	・クラウドサービス前提条件、規模要件、信頼性要件、拡張性要件、セキュリティ要件等の条件をみたしているか。 ・安定したネットワーク及び機器構成、サービス設計となっているか ・十分な保守体制、保守サービスとなっているか	20
・移行要件・研修要件	・移行要件、研修要件を満たした提案となってい	5

・プロジェクト管理	るか ・業務を的確に進めるプロジェクトの進行管理体制、運用管理、保守・問合せ体制、障害管理がとれているか	
その他提案	・ライセンス数 ・外線料金プラン、将来的な全庁的なクラウド化、その他自由提案が、実現可能なものであり、効果や費用の面で有益なものであるか	15
価格	・見積価格（本庁舎とCCは別提案として各10点）	20

(4) 審査結果の通知と公表

- ①審査結果は、全ての参加資格を確認した提案者に対して文書で通知するが、審査経過については公表しない。
- ②審査結果の通知は、令和8年7月21日（火）を予定。
- ③審査結果の通知後、本県のホームページにおいて結果公表を行う。公表内容は次のとおり。
 - ・最優秀受託候補者の名称
 - ・参加事業者数

1.1 提案者の失格

以下のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案内容に虚偽の記載を行った場合
- (2) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（提出書類の追加や分割提出も認められません。）
- (4) 仕様書及び機能要件一覧に提示している要件を満たさない場合（代替案の提示があり、本県がそれを有効と認める場合を除く。）
- (5) 企画提案書受領から契約締結日の間に、徳島県から指名停止措置を受けた場合
- (6) プレゼンテーション審査に欠席した場合
- (7) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (8) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (9) 見積金額が提案上限額を超えた場合又は、見積金額を「0円」で提案した場合

- (10) 他の提案者と応募提案の内容について相談を行った場合
- (11) 選定終了までの間に、他の提案者に対して、応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (12) その他、募集要項の内容に違反した場合
- (13) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

1 2 契約の締結

- (1) 契約交渉は、最優秀受託候補者で行い、交渉が合意に至った後、企画提案書の提案内容を基に、本県と協議の上、業務内容等を確定し、その提案者と随意契約を締結する。
なお、当該提案者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点の提案者と契約交渉を開始する。
- (2) 交渉の際、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載の上、見積書(紙)を提出すること。

1 3 留意事項

- (1) 本企画提案に係る費用は、受託者負担とする。
- (2) 選定委員会の構成員、参加者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
また、異議申し立ては認めない。
- (3) 最優秀受託候補者（優先交渉権者）が、「3 参加資格」で記載された資格を失った場合又は「11 提案者の失格」により失格となった場合は、次点獲得者を交渉権者とすることがある。
- (4) 企画提案書等の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害のないよう十分留意すること。もし、これらの問題が生じても、徳島県は一切の責任を負わない。
- (5) 参加表明書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届(様式10)を文書で徳島県知事あてに提出すること。
なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。
- (6) 企画提案書類の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。また、企画提案書類等は、徳島県情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。

1 4 事務局

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番

徳島県企画総務部管財課庁舎管理担当 担当：鈴木

TEL：088-621-2064

FAX：088-621-2828

E-mail：suzuki_masaya_1@pref.tokushima.lg.jp